

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成27年10月5日（平成27年（行情）諮問第606号）

答申日：平成29年2月10日（平成28年度（行情）答申第724号）

事件名：厚生労働省の職員の職務遂行に係る肖像権の定義が記載されている文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「厚生労働省の職員の職務遂行にかかる肖像権の定義が記載されている文書（厚生労働省が作成又は取得した文書）」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が、平成27年6月9日付け厚生労働省発総0609第1号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書によると、以下のとおりである。

行政文書不開示決定処分の取消しを求める。

開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件異議申立ての経緯

(1) 本件異議申立人は、平成27年5月19日付け（同月20日受付）で、厚生労働大臣に対して法3条の規定に基づき、「①平成26年度における厚生労働省の情報公開法の施行の状況がわかる文書（総務省へ提出する情報のこと）、②肖像権の定義が記載されている」（※①及び②は諮問庁が便宜上振ったものであり、元々の記載にはない。）に係る開示請求を行った。

(2) 処分庁は、①については、法令の規定により公にされ、又は公にすることを予定されている情報であり、行政サービスによる提供が可能な文書である旨を説明し、既に公開済みの平成25年度における情報公開法施行状況調査結果を、法に基づく開示請求によらず異議申立人に提供し

たところ、①に係る開示請求については取り下げられた。

また、②については、開示を求める行政文書を特定するに足りる情報が不足していたため、平成27年5月22日付けで異議申立人に連絡を取り、確認を行ったところ、「厚生労働省の職員の職務遂行にかかる肖像権の定義が記載されている文書（厚生労働省が作成又は取得した文書）」に補正された。

- (3) 補正が行われたものの、処分庁においては、異議申立人が開示を求めた行政文書については作成・取得しておらず、これを保有していないことを確認したので、平成27年6月9日付け厚生労働省発総0609第1号により、不開示決定（原処分）を行ったところ、異議申立人がこれを不服として、同年7月6日付け（同日受付）で異議申立てを提起したものである。

2 諮問庁の考え方

本件異議申立てに関し、法9条2項の規定により不開示とした原処分は妥当であり、本件異議申立ては棄却すべきものとする。

3 理由

(1) 本件対象行政文書の特定について

本件対象行政文書については、仮に存在するとすれば、厚生労働省が作成又は取得した、厚生労働省の職員の職務遂行中の肖像権に関して定義付け、又は規定した文書であると判断した。

(2) 本件対象行政文書を保有していないことについて

ア 肖像権について

肖像権については、法律による明文規定はないが、社会通念上、あるいは判例や学説で定義付けや概念が示されている権利である。

例えば、広辞苑（第六版）においては、「人格権の一つ。自己の肖像画や肖像写真を無断で描かれまたは撮影され、公表されるのを拒否する権利。」と定義されている。

判例においては、昭和44年12月24日最高裁判決において、「これを肖像権と称するかどうかは別として」としつつ、『憲法13条は、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と規定しているのであって、これは、国民の私生活上の自由が、警察権等の国家権力の行使に対しても保護されるべきことを規定しており、個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、その承諾なしに、みだりにその容ぼう・姿態（以下「容ぼう等」という。）を撮影されない自由を有する』と判断している。

さらに、平成17年11月10日最高裁判決において、「被撮影者が

刑事事件の被疑者や被告人であっても、みだりに自己の容ぼう等を撮影され、これを公表されない人格的利益は法的に保護され、写真の撮影及び写真週刊誌への掲載は、法的に保護された利益である肖像権を侵害する。」との判断を示した原審判断を、「結論において是認することができる。」としている。

また、学説においては、

(ア)『肖像権は、私法上の人格権に属するものとして、その保護の対象となることについては、今日、すでに、承認されている。

現状、法律による明文規定はないが、自由及び幸福追求に関する国民の権利の一内容として、憲法13条の権利に包含されると解される。

昭和44年12月24日最高裁判決の判旨は、「個人の私生活上の自由」という表現により、何人も、承諾なしに、みだりにその容ぼう等を撮影されない自由を承認するに至った（「憲法II人権(1)」芦部信喜編より）。』

(イ)『人格権は、個人の人格価値の諸側面に応じた、いくつかの個別的権利を含む包括的な権利であり、狭義では名誉、肖像、プライバシー、著作権などに限定してとらえられるが、広義では個人の生命、身体、精神および生活に関する総体的な利益ととらえられる。

昭和44年12月24日最高裁判決は肖像権を憲法13条を根拠に実質的に認めている（「憲法I（第4版）」野中俊彦・中村睦男・高橋和之・高見勝利著より）。』

などとしている。

イ 対象行政文書を作成・取得していないこと

上記アのとおり、肖像権については、広辞苑等の市販されている辞典や公にされている判例、学説において、その定義、概念が示されており、厚生労働省として、改めて肖像権の定義を定める必要性に乏しく、対象行政文書を作成・取得する必要があるため、保有していないものである。

(3) 異議申立人の主張について

異議申立人は、異議申立書の中で、「開示請求に係る文書を作成又は取得している」と主張しているが、処分庁が本件対象行政文書を保有していないことについては、上記(2)で示したとおりであることから、異議申立人の主張は失当である。

4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件異議申立ては棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成27年10月5日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 平成29年1月26日 審議
- ④ 同年2月8日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして、不開示とする原処分を行った。

異議申立人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 諮問庁は、本件対象文書の保有の有無について、上記第3の3(2)のとおり説明する。

(2) そこで、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の保有の有無について、改めて確認させたところ、諮問庁は以下のとおり説明する。

ア 本件対象文書の保有の有無については、上記第3の3(2)のとおりであるが、念のため、厚生労働省内の書庫・ロッカー等を探索したが、本件対象文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

イ 以上のことから、厚生労働省では、本件対象文書に該当する文書を保有していない。

(3) 本件対象文書を保有していないとする上記諮問庁の説明に特段不自然・不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。また、その探索方法について不十分であるとはいえない。

したがって、厚生労働省において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、厚生労働省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子、委員 葭葉裕子、委員 渡井理佳子